

事案書（経営会議 調整会議）

開催日：令和4年2月17日（木）

担当課：健康福祉部 おひとりさま政策課

件名：（仮称）大和市おひとりさま支援条例の制定について	
提出理由：（仮称）大和市おひとりさま支援条例を制定するにあたり、その内容について了承を得るため	
<p>内容：</p> <p>1. 背景</p> <ul style="list-style-type: none">令和2年版の厚生労働白書等によると、我が国は長寿化傾向にあり、また、2040年時点で65歳に達した方の、男性の約4割が90歳まで、女性の2割が100歳まで生存すると推計され、人生100年時代に入ってくる。高齢者のひとり暮らし、すなわち「おひとりさま」の数や高齢者世帯におけるおひとりさまの割合は、未婚率の上昇等とともに、今後も増え続けると予想されている。本市は、現時点で高齢化率は全国平均と比べて低い、高齢者世帯における「おひとりさま」の割合は逆に高く、既に2040年の全国平均の水準にある。地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターの調査によると、健康な高齢者でも、社会的孤立状態や閉じこもり傾向は、健康に悪影響をもたらすことが判明している。本市が昨年行ったおひとりさまアンケートでは、本市のおひとりさまのうち、閉じこもり傾向の方が4割、社会的孤立と判断される方が7割強いることが判明した。 <p>2. 条例の基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none">近年、長寿化、核家族化といった社会構造の変化等により、一人暮らしの高齢の方が増加している。「人生100年時代」の到来が現実味を帯びる中、おひとりさまの心身の健康に有益な、外出促進や社会とのつながりを持っていただくように普及啓発して、	<p>「一人になってもひとりぼっちにさせないまち」を行政、市民事業者が一体となって目指していくという姿勢を、本市として明確に示すべく、本条例を制定する。</p> <p>3. 条例に定める主な内容</p> <p>(1) 条例制定の意義</p> <ul style="list-style-type: none">おひとりさま条例制定が必要な意義を述べる。 <p>(2) 目的</p> <ul style="list-style-type: none">おひとりさま支援条例を制定する目的を定める。 <p>(3) 定義</p> <ul style="list-style-type: none">おひとりさま、市民、事業者等の定義を定める。 <p>(4) 基本理念</p> <ul style="list-style-type: none">おひとりさま支援において踏まえなければならない基本理念を定める。 <p>(5) 責務と役割</p> <ul style="list-style-type: none">おひとりさま支援に関する市の責務と、おひとりさま、市民、事業者等の役割を明らかにする。 <p>(6) 基本的施策</p> <ul style="list-style-type: none">基本理念に基づいて実施する施策を示す。 <p>(7) 財政的支援</p> <ul style="list-style-type: none">市は、施策の推進に必要な財政上の措置を講ずることを定める。 <p>4. 今後の主な取り組み</p> <ul style="list-style-type: none">おひとりさまに関する普及啓発おひとりさまの外出及び社会交流の支援おひとりさまの支援に関する情報の収集と提供
<p>経過</p> <p>H30.6 おひとりさまなどの終活支援事業を開始</p> <p>H30.10 健康福祉総務課内に「おひとりさま支援係」を設置</p> <p>R 3.4 「おひとりさま政策課」を設置</p> <p>R 3.7 「おひとりさまアンケート」を実施</p>	<p>今後の予定</p> <p>R4.4 市民意見公募手続</p> <p>R4.6 議案上程</p> <p>R4.6 条例の公布日施行</p>